

消費者保護の観点からお断りするご利用例について

平野区民センターなどの区役所附設会館では、次のようなご利用について、消費者保護の観点から、市内全施設(33館)で一律にお断りしております。

- ・悪質商法の被害実例が多いもの
- ・トラブルになった場合の被害が他よりも大きいと考えられるもの

【具体例】

- × 保険商品の販売(特定の商品の紹介や勧誘を含む)をともなう
ライフプランセミナーや相談会 等
- × 投資商品の販売(特定の商品の紹介や勧誘を含む)をともなう
マネーセミナーや相談会 等
- × 住宅リフォーム相談会やセミナー(特定の商品の紹介や勧誘を含むもの)
- 一般的な説明のみで、特定の商品の紹介や勧誘を行わない勉強会等
については、ご利用可能です。

ご利用者のみなさまには、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

問 い 合 わ せ 先

大阪市 市民局 施設担当 (Tel 6 2 0 8-7 6 3 3)

平野区役所 安全安心まちづくり課 (Tel 4 3 0 2-9 7 3 4)

平野区民センター (Tel 6 7 0 4-1 2 0 0)